

平成26年度当初予算編成方針

平成25年9月25日

1 予算編成にあたって

内閣府が公表した9月の月例経済報告によると、「景気は、緩やかに回復しつつある。」とし、先行きについては「家計所得や投資の増加傾向が続き、景気回復の動きが確かなものとなることが期待される」とする一方で、「海外景気の下振れが、引き続き我が国の景気を下押しするリスクとなっている。」と指摘している。

このような中、国においては、平成26年度概算要求が締め切られ、一般会計の要求総額は過去最大の99兆2,000億円となった。今後、政府案の決定に向け予算編成作業が進められるが、10月初旬に判断される社会保障・税の一体改革による消費税率改定の動向にも留意をする必要がある。また、8月8日に閣議了解された中期財政計画では、「地方財政の安定的な運営の観点を踏まえ、地方の一般財源総額については、平成26、27年度において平成25年度地方財政計画の水準を下回らないよう、実質的に同水準を確保する。」とされたが、地方交付税の「歳出特別枠」の扱いなど、地方財政計画に係わる動向等は注視をしていく必要がある。

市の財政状況については、歳入では市税収入が平成24年度決算において3年ぶりに210億円台となったものの、平成25年度は法人市民税が落ち込むなど年度当初に見込んだ税収が確保できるか予断を許さない状況である。一方、歳出では、介護保険事業特別会計及び後期高齢者医療事業特別会計などへの繰出金の増加、生活保護・自立支援給付費などの扶助費の増加は避けられない状況であり、所要一般財源の増加傾向は続く見込みである。

また、消費税率の改定が行われた場合、地方消費税交付金の一定の増収は見込まれるものの、一方で支出増の要因もあり、歳入歳出両面に影響を及ぼすことから、これらを考慮した予算編成を進め、安定的な財政運営の確保を図る必要がある。

2 平成26年度予算編成の基本的な考え方

新市発足後、間もなく10年という節目の年を迎えるが、これまで揺籃期から成長発展期へとステージが移る中で、新市の様々な政策課題に対応するとともに、将来像の実現に向けた取組を進めてきた。そして、来年度は10月には交流・文化施設の開館、年度末には北陸新幹線が金沢まで延伸するなど、当市にとって大きな転換期を迎えることとなり、基本構想に示された新市の将来像を具現化していく重要な年度となる。

こうしたことから、平成26年度予算については、新市の将来像の実現に向けて事業を着実に推進し、市政の新たな施策にも果敢に取り組むとともに、各種財政指標に留意し、財政の健全性の維持を図る予算編成を行うものとする。

なお、平成26年度当初予算は、平成26年3月に市議会議員選挙及び市長選挙が行われることから、原則的には経常的な経費や継続的な事業に係わる経費などを中心とした「骨格予算」として編成をする。ただし、各課からの予算要求内容は、従来どおり、通年分の予算要求とする。

(1) 第一次総合計画の推進

平成26年度は、後期基本計画の3年目となり、また第一次総合計画の総仕上げに向けた年度となる。各部局においては、計画に位置付けられた事業についてその進捗状況と今後の見通しを改めて確認し、目標達成に向けた着実な取組が必要となるが、合併特例債の発行期限が平成32年度まで延長されたことや、これまでの活用状況を踏まえ、実施計画事業についても十分に検討し予算編成を行うこととする。なお、実施計画掲載事業については、その事業実施に向け財源の優先的配分を行うが、今後上田地域広域連合において建設が予定されている「資源循環型施設」との調整も含め、後年度負担も踏まえた検討が必要である。

また、前段でも述べたとおり、上田市交流文化芸術センター及び上田市立美術館が開館し、「文化の薫る創造都市」の実現に向けた取組が本格化するが、これに伴い管理運営事業費の増加が見込まれる。また、北陸新幹線の金沢延伸など当市を取り巻く環境にも大きな変化が見込まれることから、より事業の選択と集中を図るとともに、一つ一つの事業をより効率的で実効性の高いものとし、一層のコスト縮減に努める必要がある。

(2) 経済対策の取組

国の経済対策事業については、今年1月に「日本経済再生に向けた緊急経済対策」が閣議決定され大胆な金融政策、機動的な財政政策、民間投資を喚起する成長戦略という三本の矢により進められている。

当市においても国の動きに呼応し、平成25年度予算事業を一部平成24年度へ前倒し平成24年度3月追加補正予算を編成し、各事業の速やかな実施による市内経済の活性化に努めてきた。また、今年度9月補正予算では、国の元気臨時交付金等を活用し、小規模事業者の受注機会確保にも配慮した経済対策事業を実施しており、今年度後半に向けて切れ目のない対策の推進を図ったところである。

しかしながら、地域の経済の状況は一部の企業からは回復の兆しが見えるといった声が聞かれるものの、総じて景気回復を実感するとの声は少なく、アベノミクスの効果が地方まで波及していない状況にある。また、消費税率の改定が行われた場合、駆け込み需要後の個人消費等の減退が予想され、国では補正予算の編成も取りざたされており、市としても状況に応じた迅速かつ適切な経済対策事業を講じていくことが必要である。

(3) 健全財政の堅持

① 平成33年度以降(ポスト合併特例)へ向けた計画的な行財政運営

現在の市財政においては、合併特例債をはじめ合併市町村に対する特例・優遇措置が講じられており、中でも、一般財源の約3割を占める地方交付税においては、合併算定替による加算がなされている。

これまでも将来を見据えた行財政運営に努めてきたところであるが、平成28年度以降合併算定替による普通交付税の優遇措置は段階的に減額され、平成33年度以降は一本算定となる。平成25年度の交付税算定においては、合併算定替で25億円余(うち臨時財政対策債約1億円)が交付されており、これらを踏まえ、行財政基盤の再構築に向けた取組を進める必要がある。

また、合併特例債の活用は平成32年度が最終年度となり、平成33年度以降の普通建設事業においては、起債の充当率が下がることから、所要一般財源の確保はより重要な課題となってくる。

② 少子高齢社会への対応

国の社会保障制度改革については、8月に改革の手順を示す基本法案の骨子が閣議決定され、今後同法及び関連法案が順次国会へ提出される見込みとなっている。骨子では、公的年金、医療、介護保険、少子化対策の4分野で消費税率の引き上げを前提に給付と負担の見直し策が網羅されており、今後、子ども・子育て支援新制度などの制度改正等も予定されている。これまでも社会保障関係経費については、高齢化による医療費用、介護費用など増加が止まらない状況にあり、市財政においても自立支援給付費、福祉医療制度など扶助費や介護保険給付費などの伸びは、財政運営に重く押し掛かっている。

こうしたことから、今後の社会保障制度改革の動向を注視するとともに、扶助費については事業手法や給付水準の検討、対象者や扶助額について精査を行うなど、漫然と予算の肥大化を招くことの無いよう、適正な制度運用に努める必要がある。

③ 繰出金、補助費の見直し(繰出基準の見直し)

「実質公債費比率」、「将来負担比率」の分析を行うと、当市は、県内他市等と比べて、繰出金、補助費の割合が高くなっている。総務省で定める繰出基準によらない「財政調整」による繰出金、補助費については、特別会計、企業会計、外郭団体の事情も考慮しながら適正化を図っていくことが必要である。

特に、基準外として繰出等を行っている項目については、事業の経営状況を踏まえ、ゼロベースで見直しをする。

3 平成26年度予算編成の基本方針

(1) 重点分野

平成26年度においては、実施計画掲載事業のほか、市政の重要課題として次に掲げる10の分野について「重点分野」とし、これを具体化する事業に重点的に財源配分を行うものとする。

【重点10分野】

- 安全・安心のまちづくり
- 地域経済の活性化
- 文化の薫るまちづくり
- 循環型社会の形成(資源循環型施設建設に向けた取組、再資源化・ごみ減量化など)
- 未来を担う子どもたちの教育環境等の整備(小・中学校耐震化、保育施設の整備など)
- 自然環境の保全(自然エネルギーの利用、水・森林の保全など)
- 子育て支援
- 地域医療の再生
- 魅力ある地域づくりの推進(地域内分権の推進など)
- 交流人口の拡大(定住自立圏、観光振興など)

(2) 指定事業

上記重点分野のほか、直面する市政課題について重点的な取組を進めるため、次の指定事業について平成25～27年度において、一般会計の予算要求の状況及び歳入見込を考慮の上、指定事業として財源配分に配慮する。

なお、事業計画期間は3ヶ年以内とし、平成27年度までの事業完了が見込める次の事業を指定事業と位置づけ、優先的な予算配分を行う。(財政課指定の事業概要調書を添付のこと。)

(ア) 地域予算事業

地域の課題を地域で解決できる仕組みを財政面からも支援する。平成26年度は地域内分権第4ステージ、第1ステップの最終年度であるとともに第2ステップへと発展させていく大切な時期であることから、地域の活性化、魅力ある地域づくりを实践する「地域予算事業」の拡大及び積極的な実施を図る。

地域予算事業は、次の条件を満たすものとする。

- ・実施計画要求基準を満たさないもの(総事業費が1億円未満又は単年度事業費が5,000万円未満のもの。)とする。また、地域振興事業基金(持寄基金)の活用は可能とする。
- ・新規事業として要求するもの。(継続事業は指定事業から除く。)

(イ) 各種施設の適切な維持管理を進める事業

次の条件を満たすものとする。

- ・公共施設のうち向こう10年以内に施設の統廃合等の計画のないもの。
- ・実施計画要求基準を満たさないもの。
- ・コンピュータ等のシステム改修事業でないもの。

(ウ) 市有財産等を有効に活用する事業

市有の未利用財産（土地・建物）等の処分、あるいは利活用を図る事業。

次の条件を満たすものとする。

- ・実施計画要求基準を満たさないもの。

(3) 将来を見据えた持続可能な財源構造の確立

① 将来負担の軽減に向けた取組

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づく健全化判断比率は、平成19年度～24年度決算において各指標とも早期健全化基準を下回り、県内他市の比較でも中位に位置している。しかしながら、平成25年度以降も新市建設に伴う大型事業の実施により公債費負担の増嵩が見込まれることから財政の硬直化に留意するとともに、起債事業は事業費の精査を行い、特定財源の確保、基金の活用等により可能な限り新規発行額を抑制し、将来の公債費負担の縮減に努めるものとする。

また、平成28年度以降を対象とした新市建設計画の見直しにおいても、中・長期的な財政見通しに基づいた計画的な市政経営が求められることから、見直し作業を進める中で、持続的に発展可能な財政基盤の構築を図る計画作りを進めていく。

土地開発公社については、保有土地の公共事業での利活用を検討し、公社の経営状況にも留意しながら、中長期的な視点に立って将来負担の軽減を図るものとする。

② 歳入の確保

- (ア) 国、県はじめ外郭団体などの補助制度を最大限活用するとともに、ふるさと寄附金の誘導、民間資金の導入の検討を行うなど可能な限り特定財源の確保に努める。なお、国、県支出金の削減による市の肩代わり(市単独事業としての実施)は、原則として行わないこととする。国、県の制度改正等の情報収集に努め、予算編成後に財源不足が生じることのないよう留意すること。

- (イ) 負担金、使用料及び手数料等については、常に見直しに努め、行政サービスによる受益に見合った負担の適正化を図る。また、過剰な収入見込みは、結果として一般財源を逼迫させることにつながることから、経年実績などを元に十分な精査を行うこと。なお、消費税率が改定された場合、使用料等への転嫁については、別途対応する。
- (ウ) 市税等の収納については目標数値達成の取組を強化するとともに、遊休財産はこれを処分し、収入の確保を図る。
- (エ) 充当可能基金がある場合には、積極的に基金の活用に努めること。

③ 国の新制度等への対応と既存事業の見直し

- (ア) 子ども・子育て支援新制度、マイナンバー制度など、今後国の新たな制度の導入が予定されているが、既存の制度、事業との調整を十分図ること。また、そのほか新規事業の実施にあたっては、事業の目的や効果を厳しく見極め、既存事業の抜本的な見直しを行うなど、スクラップ・アンド・ビルドを徹底すること。
- (イ) 既存事業については、引き続き施策の見直しや再構築を図るとともに、経費の見積に当たっては、決算状況等、実績を精査し要求をすること。また、目的を達成した事業、行政効果の薄い事業などは積極的に廃止、縮小を徹底し、経費の節減、合理化を図ること。
- (ウ) 各種補助金については、状況の変化を踏まえた必要性の検証、民間との役割分担、費用対効果、補助率・補助限度額等の適正化の観点から、個々の事業ごとに十分な精査と検証を行い、見直しを行うこと。